

令和5年度第2回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和5年8月18日（金）午前10時～午前12時

場所：大阪市役所屋上会 P1 会議室

出席者：（来庁）佐藤委員、種継委員、田村委員、野村委員、藤井部会長
(Web) 所委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

（1）第3期「大阪市地域福祉基本計画」の策定について

（岩田地域福祉課長）

第3期「大阪市地域福祉基本計画」の策定について、資料1、2に沿って説明【議事1】

- ・資料1第1章～第3章について説明

（藤井部会長）

- ・それでは委員の皆様からご意見、ご質問についてお受けしたいと思います。いかがでしようか。

（田村委員）

- ・45ページあたり、福祉コミュニティ形成の視点という、このあたり福祉の事業所を中心に専門職がいるわけで、そのあたりの方々の縦割りというか、一緒にやっていくという視点は、全般通じて書いていると思いますが、お互いが理解するというところの書きぶりは、どこかに書いているのでしょうか。
- ・特に相談支援体制づくりという基本目標2のところは後半の議論になるのでしょうか。そういうふうに読み取ったらよろしいんでしょうか。

（藤井部会長）

基本理念の中に、今後、多機関協働ではないが、専門職同士の協働、そういう考え方を、少し強調してここに入れた方がいいというご意見。

(田村委員)

・共生社会とか、連携というのは従前から書かれていて、その辺の体制整備的なものは進んでいると思いますが、実際の個別の具体的なケースにおいて、カンファレンスや地域ケア会議をしていると、支援者同士、お互いがきちんと理解ができていないというような場面が、実感なのでエビデンスがあるわけではないですが、最近感じられることが地域の中で多いので次のステップとして、お互いがきちんと実際の中身を理解できる機会が、施策の方向性として必要ではないか。それで確認しました。

(藤井部会長)

・わかりました。それは、基本理念じゃなくて後半でいいですか。そういう強調点のご意見でした。

(種継委員)

・文字だけではなく、いろいろ図を取り入れたというところも、非常にわかりやすくなりました。文字だけを置くと、どうしてもイメージができにくいので。
・出典の部分で厚労省から引っ張ってきているところが、どうしても理念なので多いですが、特にこの大阪市で取り組んだ内容であれば、これを加工するのは大変なんですけれども、大阪市でやってる取り組みに落とし込んだ図になれば、より身近に感じられるのではないか。具体的にどこか、と言うのではないが、そう感じました。

(藤井部会長)

ご意見ということで、よろしいですか。

(種継委員)

はい。

(所委員)

・資料1の45ページの表のところに、活動主体の例ということで、マルチパートナーシップのところなんんですけども、すごくわかりやすくていいなと思って見ていましたけど、あくまでも例なので、全部書く必要はないという前提ではあるのですが、「連携するとき」を意識した時に、最初の「住民」というのは、もちろん個人レベルの「住民」というのも当然ありますが、その次に「NPO」という挙げ方もしているので、上のところは例えば「住民・住民組織」とか、連携するときに、組織との連携というイメージは、これはあえて載せなかったのか、どうなのかなというのを確認できればと思いました。

・もちろん、そういう言い方をしますと、他のものも、事業者の連携組織もある、とかいろいろ説明ができるかもしれません、「住民」に関しては、単独でボランティアって意味な

のか、どういうイメージで「住民」としているのか、というのを確認したいです。

・それから二つ目ですけども、今回加えられたところで、33ページにある「DXと地域福祉」というところ、私も実は気になっていたところで、もちろんいろいろまだ発展途上のことではあるので、DX関係、可能性と問題もまだこれからいろいろあるなというところですが、地域福祉で考えたときに、なにを基軸にしながら、このDXも上手に活用していく必要があるっていうところで、やっぱり「だれ1人としてとり残さない」というようなところとか、すごく重要なキーワードのところはセットで入れているというところも、すごく大事でいいなと思いました。これは質問ではなくて意見です。

・他の計画との関係を表した6ページの図のところで、地域福祉基本計画とその他の計画のところも、それぞれの計画を横につないでいるイメージは示されることが多いですが、その部分で何をというところが分かりにくいことが他市では多いんですけども、言葉でも改めてこういうふうに示しているというのは大事かなと思いました。

(藤井部会長)

はい。ありがとうございます。

一つご質問なので、それにお答えをいただきたいと思います。

(岩田地域福祉課長)

・(2)の「住民主体の地域づくりの視点」と、この「多様な主体の協働の視点」で、住民主体というところの検討だけにとどまっておりまして、確かに委員がおっしゃいますように、

(5)の方は、活動の主体と協働していくということは、個人でというよりは、団体として地縁団体、または、一定のテーマ型の団体等での活動についても注視すべきだったと、ご意見を聞いて思いましたので、例えば、住民(地域団体)にするのか、別で一行挿入し、自治会ですか地域活動協議会ですか、そういった小地域を単位にした団体をベースにした表現にするのか、少し工夫をしていきます。

・ご意見につきまして、個々の住民というよりは、活動主体という観点で団体の記載は追加したいと思います。

(所委員)

・ありがとうございます。

・もちろん先ほど申し上げましたように、個人で関わる住民が絶対いないというわけではないですが、多くがおそらく組織的に活動されている住民組織とのいろいろな協働、というのがよく見られる形かなと思いました。並列ができるのであれば「住民・住民組織」というような形でもいいのかなと。

・あるいは、もうそのような組織的な動きっていうのも丸々住民という言葉に含めているということであれば、十分それでも理解できるかなと思っての質問でした。

・もしでも、組織的な要素、主体というところを意識されるということであれば、出していただいてもいいかなと思います。

(藤井部会長)

必ず修正していただきたいということではなく、ご検討を、ということですね。

(所委員)

はい。

(藤井部会長)

・私の方から 2 点。

・今の「福祉コミュニティ」とこの「住民」のところの意見が出ましたので、必ず修正ということではなく、意見として言わしていただきます。

・実はこの「福祉コミュニティの形成の視点」、前回からずっとこの表現をされていますので、それはそれで良いのですが、改めて言うと、福祉コミュニティというのは、岡村理論で言うと「一般コミュニティからこぼれ落ちるその当事者の課題を、当事者を中心にして、住民とか共感者とか、サービス提供者とか行政が下位コミュニティとして作っていくコミュニティ」です。

・当事者中心の共感者の集まりという、連携という意味では、この福祉コミュニティ形成の視点の中に当事者を中心としたという、ある意味では住民主体と、もう一つは当事者主体というところの表現が抜けている。あらためて読むと、厳密に、理論的に言うと、そういうことです。

・それが所委員の、住民という表現の中に活動者とか、そういう組織だけじゃなくて、当事者組織であるとか、一般的に福祉当事者だけでなく、住民もいろんな意味で大変ということでは、福祉当事者じゃなくて、生活当事者という。地域の課題を抱えながら、それをみんなで解決する、生活当事者という表現などを使って一般化したりする。

・要は当事者性みたいなものを少し意識した表現が入っていくと、より地域福祉としての理念になる。感想として言わしていただきたいと思います。

・それから細かいところで、23 ページの下の図で、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」の厚労省の図の一番下、「土台としての地域力の強化」の下の「他人事」ではなく、「我が事」と考える地域づくりという表現、もう厚労省「我が事丸ごと」っていう表現を一切使っていない。

・この我が事と考えるっていうことを、色々な議論があり、政策的に住民に向けて言ってないので、この文言だけ抜いてもいいのではないか。またご検討いただければ。

(岩田地域福祉課長)

・国の動向の流れの中でそのまま使っておりましたが、先ほど種継委員からもございましたように、国の図ばかりにならないように、そういった視点で改めて検討したいと思います。

(所委員)

・今のことと関連して、国の資料を使うということで関連してになるのですが、資料1で言うと21ページ、地域共生社会のイメージ図ということで、こちらも厚労省のポータルサイトから引用した図に、「誰もが役割を持てる地域共生社会」というのがあるが、今議論している大阪市の計画の中では、誰もが役割を持てるとセットになると思いますが、何か与えられる役割の整備だけではなくて、本当に自らが参加するという意味の説明書きも加えられたら。

・「役割」を出すときは、「自らの参加」みたいな所とセットで出したほうがいいのではないかという印象があります。

・もし、厚労省のままで出すという場合は変えられないと思うが、地域共生社会のイメージを出すためにということであれば、大阪市では、参加っていうところもより強調していただけると、参加と役割を持つて、とできると良いのではないかという意見です。

(藤井部会長)

・具体的にどこをどのように、直せばいいということでしょうか。

(所委員)

・例えばこの21ページの地域共生社会のイメージ図、これはもう厚労省のままなので、このままでいくのか、ちょっとアレンジができるのであれば、誰もが役割を持つて地域共生社会のところに、誰もが参加ができるという「参加」という言葉が加えられないか、という意見です。

(藤井部会長)

・検討ということでよろしいでしょうか。

・これは、実はなかなか難しい議論であります。

・参加支援の強調はすごくいいし、役割を持つてることもいいんですが、それがある意味では過剰包摶というか、参加の強制とか役割の強制とかになると、そういう役割を持つてない当事者が、ものすごく生きづらさを抱えてしまう。

・でも、今回、大きくは排除された方が社会にちゃんと戻る、ということは、これでいいと思うが、絶えずそういう議論があるというところだと思います。

・これがさっきの当事者主体とか住民自体の主体性というところと絡む所委員のご意見ということで、よろしいでしょうか。

(所委員)

はい。ありがとうございます。

(藤井部会長)

・先ほどの厚労省の図の中に独自に書き加えるとかは難しいので、このままにあっても、そういう議論が絶えずあるということだけ踏まえていただければと思います。よろしくお願ひします。

・それでは次に進みたいと思います。事務局から説明お願ひします。

(岩田地域福祉課長)

・資料1第4章について説明

(藤井部会長)

これからご協議いただきますが、基本目標1のところ、次に基本目標2のところ、最後、98ページ以降、三つに分けて皆さんにご協議いただきたいと思います。まず基本目標1でご意見お願ひいたします。

(田村委員)

・教えていただきたいのが、66ページ、多様な主体の参画と協働のところの、取組でいくと、27番です。

・企業の福祉活動への積極的な参加の支援と書いてあるので、ダイレクトではないと思うが、今多様な雇用という中で、手帳取得もしくはそこに準じるような特性のある方が、色々な福祉現場ではなく、例えばスーパーとかそういったところに、何らかの形で雇用ができるとしても、福祉的な施策でのサポート期間後、きっちり定着をして、本人が希望し、可能であればその非正規から次のステップアップにというような道は、表立っては、障がい者雇用の政策の中で進んでいっていると思うが、やはりそれは企業のトップの方の雇用計画だけではなくて、実際に現場でともに働くパートやアルバイトの方と共に働くという職場環境のところが進まないと、可能性のある人たちが途中で退職にいらっしゃる例が、相談を受けていると出てくる。

・今回コロナの影響も多少はあったのかもわからないが、そういう意味では、この多様な主体の参画と協働というところで、ボランティアとはまた違うのかもわからないですが、企業がその本業として、地域の共生社会という視点から、ともに働くというところでの取組を推進するというような、そういったものはこの地域福祉の中にあってもいいのではないかと思いながら資料を拝見しておりました。

・このあたり、いわゆる外へ出ていくボランティアのような観点以外で、何らかの形で一般の企業の方々が福祉に関心を持っていただくということは、どこかに記載できないのかと

思った。

(藤井部会長)

- ・これ、ご質問ですのでこれに関わって、事務局の方どうでしょう。

(岩田地域福祉課長)

・なかなか難しい質問なので、すぐには答えられないですが、用語集の解説では、先生がおっしゃったのは、企業等が、社員のボランティア参加や寄付という社会貢献活動ではなくて、本業を通じて社会課題の解決を目指すという CSV の考え方のことをおっしゃっているのかと思います。

・用語集の方に CSR、CSV の解説は載せているが、それをこの前の方の課題認識であるとか、具体的に大阪市で取り組んでいるものがなかなか福祉部門の中では見当たらなかつたので書けていないですが、関係部署へ、CSV の考え方を用語で解説するということではなく入れられないかというところは、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

・確かに、本業を通じた社会貢献も必要になってきているというのは、前から言われることですので、工夫できることがあればと思います。

(田村委員)

・生活困窮の施策でも、地方であれば第一次産業とか、いわゆる本業を通じてというところも含めて、うまく中間的なことも含めて、取り組みの成果というのは、この約 10 年の中で一定上がつてると認識しているが、大阪市内は、やはりそういう環境が少ない中で、けれど一方では働く現場もたくさんあるはずなので、ぜひ何らかの形で地域福祉の目線からも記載を検討していただければ。

・生活保護になられる方も結構、結果的にいるので、そうではなくてというところで、何かご検討いただけだとありがたいと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

(藤井部会長)

・これはちょっと私の立場からも、ぜひご検討お願いしたい。
・私も企業の社会貢献よりも、多様な人が勤められる企業づくりということが一番重要で、これは包摂社会にも繋がりますし、これから人手不足になってくるときに、企業自身も考えないといけないことです。何らか、そういうところの目指すべきあり方としての表記を考えると非常にいいかと思います。

(所委員)

・協働というところでは、例えば 65 ページで、毎回協働のあとに括弧で、マルチパートナーシップと、初出のところだけでなく毎回括弧ついているのは、何か特別な意味づけがある

のでしょうか。

(岩田地域福祉課長)

- ・他でも、協働や連携という言葉がよく出てくるので、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）というセットの表現が、前半の基本理念を考える大切な視点、5つある中のひとつとして、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）というのがタイトルとなっており、そういったところと連動する必要があるために、単に協働ではなく、あえて多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）と今まで記載してきたところで、何度も何度も出てきて読みにくさにつながる部分があるのであれば変えていかないといけないと思います。
- ・意図としては、大切な視点の中のひとつにある、ということを意識して書いているところでございます。

(所委員)

- ・この漢字で表す「きょうどう」というのが三つあり、今使われてる協働というのは、まさに多様な主体によるということや、立場や役割が違う主体と一緒にやるという時によく使われる、辞書で言えば一番最後に出てくる「きょうどう」になるかと思います。
- ・もし、毎回出てくるたびに協働（マルチパートナーシップ）をつけることが、逆に何かをすごく強調したいという意味があれば、それはそれで作戦というかやり方だと思います。
- ・そういう意図がいけないということじゃないので、そういうことであれば、と思いました。
- ・あえて両並びで括弧でいくというのは、マルチパートナーシップのカタカナ語だけではわかりにくい、というご判断でしょうか。

(岩田地域福祉課長)

- ・本当はこの概念を一言で表すには、協働と書くよりはマルチパートナーシップだけの方が、すんなり表現できると思うが、行政としては、できるだけ片仮名だけではなく、わかるように漢字も表記したほうがいいのかなと思い記載している。
- ・当初からここは変えていないが、行政の内部でも、市民協働を担当する部署等でマルチパートナーシップというのはもう普通に使われてるところもあり、あえて漢字とカタカナを併記しなくとも、単独で使うというのも進んできているので、検討させていただきます。

(藤井部会長)

- ・市民間の「きょうどう」は、協同組合の協同なんです。これは異質な主体のパートナーシップのことですので、使い分けが、細かく言うと異なります。
- ・所委員のご意見を参考にご検討ください。

(野村委員)

・構成をわかりやすく書いていただき、大変見やすくなつたなと思いながら、拝見しておりました。

・細かく見ていくと文章の意味を考える必要があるところがあるかもしれません、気付いたところで言いますと、50ページの真ん中辺りですが、「加えてこれまで支援を受ける側と考えられがちだった」と書いてあり、「活動に参加していくことも重要です」とあるんですが、この文章の主体は、こういった支援する側として考えられてきた方々なのか、もしくはその方々も積極的に、できる範囲で地域活動に参加するということも重要だ、ということに加えて、それ以外の人たちも支援する側というような一方的な見方をするのではなくて、支援される側として考えられてきた方達も、支援する側として活動することが可能だという意識を、すべての市民が持つという意味合いも含まれるのか。

・意味合いによって若干文章を変えた方がいいのではと思いました。

・あと71ページの新型コロナウイルスの記載で、新型コロナウイルス感染症、現在のものは、おそらくこの先深刻になるというより、段々段々と薄れていく方向にあるので、次期計画ということを考えると、例えば、今般の新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症による脅威なども災害なので、それに備えた地域づくりが必要なんだというような、この先もこういったものが出てくる可能性があり、それに備えて体制をつくれれば、というような、そういったニュアンスで書き換えたほうがいいのではと思いました。

(岩田地域福祉課長)

・この前半部分については、参加支援というのは今回いろんなところで書いていることもございまして、今までであれば、受ける側と考えられがちであった方が、自分の居場所や役割、先ほど所先生にもお話をいただいたように、役割を持つとか、そういったことが大切だという趣旨で、書いております。

・表現的には、そういった方々を例として挙げており、すべての方が、この章では参加の促進という項目の中に入れているので、そういった方たちが参加しやすいきっかけや環境づくりが必要だという、例としてあげている。伝わりにくいということであれば表現を考えたいと思う。

・2つ目、71ページについては、確かに2類から5類に変わりまして、今後は新型コロナウイルスそのものというよりも、例えばそういった感染症であるとか、災害であるとか、人災であるとか、そういった社会の状況が大きく日常と違う状況になった際に、どういったつながりをつくっていくのかという観点が大切だというところの記載が薄かったので、こちらについては表現を改めさせていただきたいと思います。

(藤井部会長)

それでは基本目標2のほうにうつらせていただくのですが、ただ一点、これは質問ではなく前回、災害時における要援護者への支援は重点に入っているが、これは実効性があるのか、

というご質問があったと思います。

- ・これに関しては、表記の改定というよりは、次の委員会に渡った時にその実効性については質問が出ると思いますので、よくご検討いただければと思います。
- ・それでは基本目標 2 についてはいかがでしょうか。

(佐藤委員)

・くらしのサポートセンター佐藤です。基本目標 2 のところ、全体的に生活困窮事業のことにつぶれていただいている、とてもありがたいと思っています。

・具体的に、相談支援体制の充実というところで言うと、生活困窮事業にはふれていただいているが、その他の相談事業についてはふれなくてもいいのかな、と思ったところが一つ。

・もう一つ、80 ページからの虐待防止の取り組みの推進とあるんですけれども、こちらも、例えば高齢や障がい、子どもの虐待やDVなどに関することについて、どういったところが中心的に担うのかというところも、表記があればいいなという勝手に思ったんですが意見というか感想を持ちました。

(岩田地域福祉課長)

・各福祉分野の相談の、総合相談、生活困窮、子どもサポートネット以外のところにつきましては、80 ページの図の中、左上の方に各それぞれの分野、地域包括支援センターや、障がい者基幹相談支援センターとか、具体的な事業名や窓口の名称を記載させていただいているのですが、本文にはそこまで詳しく記載をしていない状況になっております。これらを入れるとなると、それぞれ深い部分がありますので、同時期に障がいと高齢の方でも計画を作成しておりますので、そちらの方とリンクということでこちらでは簡潔に書かせていただいている経過があります。

・わかりにくいくらいのことであれば、見直したいと思います。

(藤井部会長)

・地域福祉計画は総合計画ではないので、全部入れ込む必要がないというか、横断的な連携や、その部分に着目するという意味で、生活困窮がやはりクローズアップされているという理解をしたいと思います。他いかがでしょうか。

(金井相談支援担当課長)

相談支援担当の金井でございます。2 点目の虐待と同じなのですが、どういったところが中心というのは、例えば子どもの関係であれば子ども相談センターが中心となる、というような文言を明記した方がいいのではないかというイメージでしょうか。

(佐藤委員)

- ・ そうですね。単純に高齢であれば区役所や地域包括支援センターが中心的になりますとか、障がいであれば基幹相談支援センターとか、子どもであれば子ども相談センターですかね。DVだったら、そのDVの担当がある、というような、市民一般の方から見て、そういった機関名が、あまりこう見えてこないというか。
- ・ それが見えると計画の中に、生活困窮の説明はたくさんしていただいているんですけども、相談機関の具体的な機能とか、どういった時にはどこが対応してくれるのか、ということに入ってくると、わかりやすくていいのかなという感想です。
- ・ 必ずしも変えて欲しいということではないというのと、他の相談支援機関さんがこの計画を見られたときに、自分のところが載っていないなど、情報提供担っている相談機関として載ってないな、と思われたりしないかな、というぐらいの意見です。

(金井相談支援担当課長)

- ・ 83 ページ、ネットワークの構築のところで少し触れさせていただいているのですが、他の機関とのバランスを考えながら変更等、検討させていただきます。

(田村委員)

- ・ 8050 もそうですし、結果的にはつながる場などで議論されているのか分からんんですけども、日常的な相談支援をやっている人達が、例えば施策が変わる 18 歳とか 65 歳とか、あるいは生活困窮のようなことや成年後見のこととか、知識はどういうふうに得るとか、具体的な大阪市内や区内のマッチングできるような社会資源の知識をどういう風に得ていって、本人が生活をしていくために相談に乗っていけるのかということについて、この 91 ページの福祉専門職の育成・確保から、92 ページの主な取り組みに書かれているんだろうと思うんですが、少し抽象的な書きぶりのようなイメージがあります。
- ・ もう少しそのあたり、1 人の人や 1 つの事業所で多様な知識とか社会資源を把握するという意味ではなくて、どのようにチームを作っていくかということでおいて、まだまだ上手くいっていない。それは、相談支援体制の問題にも通じるのかなところがあるので、そのあたり、どのように取り組んでいくのかということについては、どこに書いていただいているのか、よく読み取れなかった。
- ・ 行政職員の方の専門性の向上についても、今と同様に 18 歳とか 65 歳とか、そういった区切りのところで、どのようにワンストップで繋いでいくかというところで、うまくいかなかつた場合に、先だって地域ケア会議で行政の手続き誤りでご本人がうまくサービスを受けられなかつたというケースがありましたので、我々のような専門職や行政の福祉に関与する職員の方々の教育のありようというのは、多分従前と違ってくると思いますが、どこに具体的に書かれているのかなと。
- ・ 書いている内容について不服があるわけではないですが、もう少し踏み込んで、大阪市の場合はそういった複合的な課題についての支援が必要な方とか、あるいは環境さえ整えば、

ご自分で生きていける力のある方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう意味で、どのあたりで、どのように読み取ったらよいのか、教えていただけたらと思います。

(藤井部会長)

- ・これに関しては私の方からも追加であるのですが、専門職の方でいうと 92 ページに、相談支援機関職員における包括的な支援に向けた専門性の向上という項目があって、田村委員のご意見は全部ここに含まれるが、ここに具体性がないということだと思います。
- ・もう一つは、行政職員の養成にもそういうことが書かれていないということです。
- ・実は他市の地域福祉計画の中でも、特に私が関わっているところは地域福祉人材養成という住民、専門職、行政職員、この 3 つに対して、地域福祉人材養成をしていくと。具体的には、民間の方で、行政職員も一緒なんですが、横断的に連携ができ、かつ住民と協働できる人材育成ということ。
- ・すでに先駆的なところは、分野横断的に皆が知り合い、つながりあって他分野の見方や他分野のワーカーの見方の異質性みたいなものを理解し合う。これは、多機関協働以前の土壌づくりなんです。
- ・多くは、社協の方になりますけど社会福祉法人の連絡会などと連携しながら、全部の法人の主体が地域福祉人材に職員を変えていこうと組織的な研修をしている。
- ・それがないと、多機関協働と言っても、連携意識が薄いものですから、実際にはうまくいかないので、非常に重要な施策なんですね。
- ・片やあとで私も仕組みの中で府内連携の強化ということが入っていないということが、これは決定的で、これは必ず入れていただきたい。
- ・行政職員が、従来の連携の伝達型の連携ではなく水平型の地域ケア会議的な府内においてもそれができる分野横断的、かつ、住民と協働できる行政職員を、これから地域福祉の人材養成として図っていきながら、府内連携も多機関協働と対になった府内連携を、包括的支援体制の中で充実させていくというのが大きな方向性なので、そういうところがもう少し明確に書かれていて、なおかつ、民間と行政職員の育成方針が出るといいなと感じていたところです。

(岩田地域福祉課長)

- ・まず、大きく分けて行政職員の専門性の向上と、民間の実際に相談支援していただいている職員の連携と専門性の向上という、おおきく 2 つあったと思います。
- ・行政職員の方で、市民の方に迷惑がかかってしまった事例があったというご意見については、我々としては真摯に受けとめていかなければいけないと思っております。
- ・行政職員の専門性の向上については、96 ページ以降に記載がございますけれども、令和 2 年 10 月に福祉職員の人材育成基本方針を、大阪市全体の人材育成方針とは別に定めて、今現在、継続的な人材育成に取り組んでいるところでございます。こちらにつきましては、

担当の方から回答させていただきます。

(土山福祉業務支援調整担当課長)

福祉業務支援調整担当課長の土山と申します。個々の人材育成として基本方針を定めており、その中でそれぞれの職員を育成していくためには、もちろん研修を受けたりOJTを受けたりもあるんですけれども、幅広い分野をジョブローテーションによって経験するということを示しています。そういったところで、例えば、こども相談センターを外から見たらどう見えるのかとかも含め、区役所の職員である立場のときと、違う職になったときの立場で、業務が途切れてしまったらどうなるだろうか、そういったことも含めて、理解できるだらうと方針に盛り込んで考えさせていただいているところでございます。

・ただこの表記に確かに府内連携という記載はあまりありませんが、つながる場を利用しながらという記載は各所に出てきており、会議をして終了ではないと私も業務を経験するなかで思っているところでございます。

・そういった表現をいかに行政のところで盛り込むかっていうのは、すぐ答えは出ないんですけども、それぞれの職員が、違うところの仕事もわかった上で、他機関と連携できるよう、いろいろな研修のなかで、いろいろな機関と連携するような場は今後も持っていくかと思っているので、そういうことも意識したような表現がどこかでできるか検討してみたいと思います。

(藤井部会長)

・そうですね。田村委員がおっしゃる包括的支援体制の改革のところで、他市も一番行き詰まっているのは、行政職員の意識改革であるため、かなり重く受けとめていただかないといけない課題です。

・所委員が、こういう研修を他市でやっているので感想をどうぞ。

(所委員)

田村委員や藤井部会長のご発言の通り、すごく重要で、そういう協働研修を何年か続けて今日もやるんですけども、やっぱりその地域の実情とか、違いもありますので、そこを見ながら自分たちの地域の地域福祉全体を向上していく。そういった意味では藤井部会長がおっしゃったように、地域福祉人材というような捉え方を1回してみて、それぞれアイデンティティーは違うかもしれないんですけど、地域福祉を高めていくところにたった時に、じゃあお互いをそれぞれ知ることや、何が一緒にできるかということ、違いを知るっていうところからやる。

・だから、最初から分けてするよりは、その中でそれぞれの役割、やっていること、強みとかも知っていく。そのために名前とか顔もわかる関係をつくっていく。そして、どこからもってきたというよりも、そこでの今、そしてこれからどうしていきたい、というところで

作っていくので、現場の方たちがある意味、講師になっていくというようなことで、その核となる方たちですよね。こういう取り組みをしていくなかで、人材を養成していく。

・まずは協働を進める人材であるので、その核となる人たちがしっかりと協働体験を持って、よし、これで輪を広げていくということで、人づくりとか育ち合っていけるんじゃないかなとチャレンジなんんですけど。

・例えば、こういうやり方をしたけど、絶対そうでなきやいけないということではなく、もし大阪市で、この、分けてることの良さもあるかもしれないけれど、分けてすることでまた壁ができるというか、作ってしまうということもメッセージとして与えちゃうかもしれないなと懸念があります。

・専門を分けてやる研修もあるけれども、さっきの協働とかマルチパートナーシップを意識されるのであればこそ、むしろ分けないで考える部分のところを強調されてもいいかなと思います。行政や、社協や、それ以外の社会福祉法人、施設協議会の方たち、本当に一緒にやってますし、専門職間協働っていうのが先に進みがちですけど、やっぱり地域福祉人材ってところをぐっと根っこに置くのであれば、やっぱり地域と繋がるっていうことですよね。住民とか当事者との繋がりも忘れないでいただきたい。

・全員がおなじ繋がり方ができないとしたら、誰がどこと繋がれる強みを持ってて、そことどういうふうに繋がったらしいか、とか、それをするためにこそ、本当にいろんな立場、行政が当然入っていただくような形で、企画のところから一緒にできるといいんじゃないかなというのを、今ちょうどやってるところなんです。

(藤井部会長)

・すごく重要なことで、今回の大きな包括的支援体制とか総合相談っていうのは、国が無茶言ってるわけですよね。

・縦割りの高齢、障がい、児童の法律変えないまま、横断化しろと。で、その法律に現場のワーカーも縛られているし、行政職員はなおさら、法を執行する役割ですから、真面目にやれば縦割りになるという話だけど、それを横断化しろと言ってる。そこに乗り込まないと、地域福祉はもう進まない、というところでの捉え方ですので、大変さはよくわかるんですけども、ぜひご検討いただきたい。

(田村委員)

・今おっしゃっていただいたお話を踏まえて、この専門性の向上っていうのは、研修だけじゃなくて、他府県や他市では小規模のところが割とうまくいってるという意味では、空間の活用とか、同じ空気吸いながら権利擁護系の会議なんかを割と身近に毎日やっているとか、そういうフラットな関係で情報の共有や、意見を言える環境を作つておられる。機構改革しなくとも、ちょっとフロアを改装しただけで、随分効果があつて権利擁護の推進に至つているということは他の施策のヒアリング等でも上がってきてる。場合によっては、区の問題

なのかもわからないんですけれども、市全体でその方向性を示していただくなっていうのは研修にこだわらない形でご周知いただくと良いのかなと重ねてのお願いです。

(野村委員)

- ・つながる場も所々に文言として、関連するところに入れていたので、とてもわかりやすく修正をしていただいたなと思いました。
- ・行政の方も、専門性の向上という項目があるんですけども、例えばつながる場は、つながる場の開催だけではなくて、必ず年度の最後には、全区から担当の行政の方に加えて、社協の方も集まって一緒に振り返りをしている。
- ・そういうことも、行政内での壁を取り払いながら一歩一歩進めていくうという取り組みの一つだというふうに思いますので、そういうことも書いておかれるとな、今よりも行政での取り組みというものが、既存のものではなく、新しいところに向かっているという方向性が示せるのではないかというふうに思いました。感想ということで。

(種継委員)

- ・私も感想になります。
- ・我々の地域包括支援センターが関わるスパンはどうしても長くなっておりまして、児童のかたですと、小学校、中学校、高校と、成長段階によってチームが変わっていくんですけども、高齢者の分野は、ご本人さんお変わりないので、児童分野はチームの方が代わっても、我々のチームは変わらないっていう状況があったりします。
- ・その点で、支援対象者だけを軸に、関係者、関わりがあるかないかだけの軸で事例を展開していくと、バトンをずっと渡すような事例検討といいますか、対応になっているので、そのかたが地域で生活していて今後関わるであろう方であったり、今は関わっていないけれども、関わる可能性のある方とか、このつながる場にすごく可能性を感じてまして、我々助けていただいていることが多いです。
- ・当事者と関わってる人だけではなく、地域のコミュニティソーシャルワーカーにそこの地域のコーディネートっていうところをフィードバックしていく中で、このつながる場っていうのも、事例をずっと検証していく、関わってる人だけの場ではなくて、この方が地域で暮らす、将来的なライフステージとかも意識して、参加者の方も日常的に関わってる・関わってないじゃなくて、そういう場で議論ができるれば、このケースから地域っていう意識も広がるかなということがあります。
- ・計画としては、もし加えることができるんだったらつながる場も、未来展望としてこういった形になっていく方向性でいけたら、という文言があれば、ちょっとまた希望というか、発展的なイメージが出きるのかなと思います。以上です。

(藤井部会長)

感想ということで、よろしいですか。

- ・実はまだ見えてないけども、各区レベルの包括的な支援体制の3つの支援の重層化っていうのはそういう話で、次の段階のことを種継委員がおっしゃってるのだと思います。
- ・そういう絵が、この計画期間中に書けるかどうかということかもわかりません。
- ・次の計画の時にそれが出てくるぐらいの。そのための、さっき言ったような人材養成、地域も専門職も行政職員も養成していくっていう。
- ・そこをイメージしといていただくと、将来展望として良いかもわかりません。

(所委員)

- ・では今おっしゃったところでいうならば、「福祉人材の育成・確保」の「行政職員の専門性の向上」っていうところで、96ページですね。
- ・現状と課題とか、整理されてる通りなんですけども、やっぱり、今と次につなげるっていうところではさらっとしておくよりも、やっぱりこの計画では、行政職員も協働力ってはっきり書いちゃったほうがいいんじゃないのかなと思います。
- ・今文言として入れられていないので、それは先ほど藤井部会長がおっしゃったような府内での連携、協働、行政職員という意味では立場は一緒かもしれませんけど、異なる役割とか機能を果たすというあたりでの協働もそうですし、それから他の団体機関との協働ももちろん、住民もそうですし、はっきり書いちゃってもいいのかなと思います。
- ・あとは先ほど全体のDXのこと批判的じゃなくて、私は積極派なんですけど、ただ、置いてけぼりを作っちゃいけないからこそ、積極的にやり方が必要だと思っていて、この「行政職員の専門性の向上」のところの、AIのところ、表現だけのことで、下の方ですけど、取り組みの方向性の前のところの段落で、「また大阪市ではAIを活用した・・・」っていうところ、大阪市がやってるから必要です、っていう書き方になっているかなと思いました。多分本意はそうではないと思うので。
- ・「大阪市では、AIを活用した音声認識ツールを業務で活用するなど、ICTの活用を積極的に推進しており、引き続き福祉分野の相談支援業務においても、引き続きICTの活用による、職員の専門性の向上が必要です」とか、本意の方を強調した方が、大阪市全体でやっているから必要です、っていうふうに読めなくもないで、表現変えられるかなってのは思いました。

(藤井部会長)

これに関しては、いかがですか。

(岩田地域福祉課長)

- ・今ご指摘いただいた部分については、確かにご指摘の通り、大阪市で進めているので、福祉分野でやらなあかんという軽い認識ではございませんので、今後、人材不足とともに喫緊の

課題だという認識を持っておりまして、専門知識を持った相談支援の職員の方がいないと出来ないところに特化して欲しいという思いで書いておりますので、ご指摘いただいた内容でもう少し見直しを図りたいと思います。

(藤井部会長)

終了の時間が迫って参りましたが、98 ページ以降でなにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

- ・計画の指標とともに、計画の、今後これが策定された後の評価をどうしていくのかっていうことは、絶えず課題で。
- ・別にこここの計画の中でどう書き込むかということではなく、非常に大きな改善していくべき大きな課題かなという、これを見て感想を持った次第です。

これで全部の今日の審議を終了しましたが、何か全体を通して。

言い忘れたこととかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

この委員会の発言を真摯にというか丁寧に拾い上げていただいて修正をいただきましたので、全体にわたっては、この計画に対して合意をされているかと思いますが、今日の議論も踏まえて、さらにブラッシュアップをしていただけたらと思います。

それでは、今日の意見への対応とか、計画案の反映については、事務局と調整して、部会案として、取りまとめていきたいと思います。